

	観光地形成促進地域	産業高度化・事業革新促進地域	情報通信産業振興地域		国際物流拠点産業集積地域	経済金融活性化特別地区	
				情報通信産業特別地区			
対象地域	県内全域 (41市町村)	県内全域 (41市町村)	県内24市町村	名護・宜野座地区 那覇・浦添地区 うるま地区	那覇市、浦添市、 豊見城市、 宜野湾市、糸満市 うるま・沖縄地区	名護市	
指定状況	H24.7.31指定	H24.4.1指定	H26.6.18指定	H26.6.18指定	H26.6.18指定	H26.4.10指定	
対象業種 (対象施設)	【対象施設】 スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設に 宿泊施設に附属する休養施設（温泉保養施設等に限る）及び集会施設を追加	①製造業等 製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業 ②産業高度化・事業革新促進事業 機械修理業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルティング業、エンジニアリング業、非破壊検査業、自然科学研究所、電気業、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業	①情報通信産業 情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業 ※上記の特定情報通信事業を含む ②情報通信技術利用事業 小売業・製造業等のコールセンター、ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)	特定情報通信事業 〈情報通信産業の集積を特に促進する事業〉 データセンター、インターネット・イノベーションセンター、インターネット・サービス・プロバイダー、バックアップセンター、セキュリティデータセンターに 情報通信機器相互接続検証事業を追加	特定国際物流拠点事業 〈所得控除〉 製造業、こん包業、倉庫業、 特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業に航空機整備業を追加 国際物流拠点産業 〈投資税額控除、特別償却〉 卸売業、道路貨物運送業、 不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫） ※上記の特定国際物流拠点事業を含む	特定経済金融活性化産業 〈H26.7.7認定〉 沖縄県知事が策定する経済金融活性化計画に定め、内閣総理大臣が認定する産業 ・金融関連産業 ・情報通信関連産業 ・観光関連産業 ・農業・水産養殖業 ・製造業等	
優遇税制	国 税 等	い ず れ か 選 択	(1) 投資税額控除 建物・附属設備 8%、機械等15%（法人税額の20%限度、繰越4年、投資上限額20億円） ※取得価額1,000万円超に緩和、床面積等要件廃止 ※機械等の取得価額要件を100万円超に緩和（(3)特別償却も同様）				
			(2) 特別償却 建物・附属設備20%、 機械等 34%		(2) 特別償却 建物・附属設備25%、 機械等 50%		建物・附属設備25%、 機械等 50%
			(3) 所得控除（10年間） ※新設法人、常時従業員数等の要件あり 控除率 40%				控除率 =40%×特区内従業員数割合
			沖縄型特定免税店制度	保税に係る特例措置			エンジェル税制
地方税	(4) 事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除 地方税の課税免除に伴う減収補てん措置 ※不動産取得税は当該年度分のみ、事業税、固定資産税は5年度分、また、倉庫業は固定資産税免除の対象外						
	事業所税の軽減（資産割1/2、5年間） ※県内では那覇市のみ						

青色字はH24改正、赤色字はH26改正